

第4章 環境配慮事項

4.1 地域の環境特性

「環境配慮指針」（平成 11 年 6 月 1 日広島市公告）は、「広島市環境影響評価条例」（平成 11 年 3 月 31 日広島市条例第 30 号）第 35 条第 2 項の規定により読み替えて適用される第 4 条の規定により、都市計画決定権者が都市計画対象事業を計画するに当たり、環境の保全について事前に配慮するための必要な事項を定めている。

本事業の環境配慮事項の検討に当たっては、環境配慮指針に示される地域の環境特性を参考とした。

本事業の実施区域は、環境配慮指針によると「デルタ市街地地域」に該当し、地域の環境特性は表 4.1-1 に示すとおりである。

表 4.1-1 地域の環境特性（デルタ市街地地域）

項 目	環境の特性
ア. 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	○商工業地区が多く、他地域に比べ、昼間人口が多く、人口密度が高い。 ○一極集中化が進んでおり、昼間に地域外から自動車が大量に流入してくるため、幹線道路などの沿道では、自動車による大気汚染、騒音の影響が大きい。 ○デルタ地帯を流れる 6 河川は、概ね環境基準を達成しており、100 万都市を流れる河川としては良好な水質が保たれている。
イ. 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	○太田川から分流した 6 本の河川が市街地を流れ、デルタを形成している。 ○太田川放水路には、貴重な塩生植物群落があり、干潟には多様な生物が生息している。 ○比治山、黄金山や皿山などには自然林が残存し、デルタが未発達であったころの島の名残をとどめている。 ○中心部の広島城、中央公園、縮景園、平和記念公園などでは、植栽された樹木が生長して落ちついた環境となっており、昆虫などの小動物の生息場所や移動途中の渡り鳥の休息場所となっている。 ○白神社の岩礁は、市天然記念物及び市史跡に指定されている。 ○新庄の宮の社叢は、県天然記念物に指定されている。
ウ. 人と自然との豊かな触れ合い	○世界遺産である原爆ドームのある平和記念公園は、市民の憩いの場であるとともに、市外からも多くの人々が来訪する。また、中央公園や広島城等と近接しており、一体的なアメニティ空間を織り成している。平和大通りには、大きな街路樹空間があり、美しい都市景観を形成している。 ○比治山公園は、緑地が豊富で文化的施設が立地し、都心を一望できる高台となっており、憩いの場として市民に利用されている。 ○国指定の広島城跡、頼山陽居室等の多くの史跡が存在し、縮景園及び平和記念公園は、国の名勝に指定されている。また、草津地区には、古い街並みが見られる。 ○元安川などの親水機能を持った護岸は、憩いの場所として市民に利用されている。 ○太田川の河川敷は、身近な水辺空間を形成し、レクリエーションの場として利用されている。
エ. 環境への負荷	○密度の高い都市活動のため、ヒートアイランド現象が起こり、また、廃棄物の排出量も多い。

4.2 事業別の環境配慮事項

本事業の環境配慮事項の検討に当たっては、環境配慮指針に示される事業別の環境配慮事項を考慮とした。

本事業は、環境配慮指針によると「交通系の事業」に該当し、事業別の環境配慮事項は表 4.2-1 に示すとおりである。

表 4.2-1 事業別の環境配慮事項

項 目	環境配慮事項
1. 共通項目	○事業地や路線の選定、土地の改変や施設の設置等に当たっては、周辺の土地利用や公共交通機関等の各種都市基盤の整備状況との整合を図る。 ○自然度の高い地域での事業や自然の著しい改変を伴う事業、歴史的・文化的資源の保存に著しい影響を及ぼすような事業はできるだけ避ける。 ○施設の建設等に当たっては、廃棄物の 3R（発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル））及び適正処理を行うとともに、再生資源の利用や長寿命型及び省エネルギー型設備及び建築物の導入により省資源・省エネルギー及び温室効果ガス排出量の削減に努める。 ○地域の水循環の保全やヒートアイランド現象の緩和のため、できるだけ自然の地表面や緑地を保全するとともに、舗装に当たっては、コンクリート等による被覆をできるだけ少なくする工夫や、透水性舗装等の雨水を地下に浸透しやすい設備の設置に努める。
2. 交通系の事業	○道路、鉄道等の路線の設定に当たっては、将来の土地利用の変化を想定した適切な設定を行う。また、生物の生息・生育空間を分断することのないように配慮する。 ○都市内交通体系の整備に当たっては、計画的かつ効率的な推進を図り、交通渋滞の緩和による温室効果ガス排出量の削減など、環境への負荷の低減に努める。 ○必要に応じて、緑地帯等の緩衝施設帯や遮音壁の設置、低騒音舗装の施工を行うなど、周辺の生活環境への影響を緩和する。 ○高架構造とする場合は、電波障害や日照への著しい影響が生じないように配慮する。 ○構造物の周囲の緑化や色彩、デザインに配慮するなど、良好な景観形成に資するように配慮する。

4.3 本事業の環境配慮事項

環境配慮指針に基づく「地域の環境特性」及び「事業別の環境配慮事項」を考慮し、検討した本事業の環境配慮事項は表 4.3-1 に示すとおりである。

表 4.3-1 本事業の環境配慮事項

項 目		環境配慮事項
基本的配慮	建設工事に係る配慮	○事業計画地周辺における工事の実施に伴う大気質、粉じん、騒音等により、周辺生活環境に著しい影響が生じないよう必要に応じて工事用仮囲いを設置する。 ○建設機械については、排ガス対策型、低騒音・低振動型の建設機械を採用し、事業計画地周辺の生活環境に著しい影響が生じないよう配慮する。 ○建設発生土の事業計画地内での再利用や工事用車両の運行計画の効率化を図ることで工事用車両の走行台数を削減し、工事用車両の走行による大気質、騒音及び振動により、周辺生活環境に著しい影響が生じないよう配慮する。 ○建設発生土の事業計画地内での再利用に努める。 ○工事計画の策定に当たっては、建設発生土の事業計画地内での再利用や工事用車両の運行計画の効率化を図ることで工事用車両の走行台数を削減し、周辺の交通渋滞の緩和等により温室効果ガス排出量の削減に努める。
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	環境への負荷の低減	○高架構造物には遮音壁（壁高欄）の設置を行い、路面電車の走行による騒音の低減を図り、周辺生活環境への影響の緩和に努める。 ○高架構造物による日照阻害や電波障害等による著しい影響が生じないよう配慮した事業計画の策定に努める。
人と自然との豊かな触れ合い	美しい都市景観・農村景観の保全・創造	○高架構造物の色彩やデザインに配慮し、周辺の良好な景観形成に資するような事業計画の策定に努める。

